

平成16年度PFI関連要求

1. 予算等

1-1 予算

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
内閣府	調査補助	民間資金等活用事業調査費補助金	継続	市町村が実施方針やVFMの検討を実施するための調査費用の1/2を補助。	143	150
	調査	民間資金活用等経済政策推進費	継続	PFI推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省庁等に移替え)	410 の内数	410 の内数
	-	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	46	46
警察庁	事業	PFI方式による富山県警察学校等整備事業に係るアドバイザー業務の委託	継続	PFI方式による富山県警察学校及び鹿児島県警察学校整備事業に係るアドバイザー委託。	41	37
防衛庁	事業	PFI方式による防衛施設整備等事業に係るアドバイザー委託	継続	防衛施設整備のPFI事業化に係るアドバイザー委託(公務員宿舎を除く)。	55	14
	事業	PFI方式による公務員宿舎整備等事業に係るアドバイザー委託	継続	公務員宿舎整備のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	15	36
	調査	PFI導入可能性調査	継続	個別の防衛施設へのPFI導入可能性調査。	15	22
総務省	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の推進の方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体のPFI事業等を推進する上での課題等の調査研究。	8	8
法務省	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	継続	法務省施設(収容施設【刑務所・拘置所等】及び官署施設)整備へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	56	75
	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	新規	収容施設整備へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	42	-
外務省	事業	民間資金等活用事業調査費	継続	PFIによる在外公館施設整備事業に係るアドバイザー委託。	139	82

分類中「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助する制度(制度の改正要求を含む)に係る経費

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
財務省	事業	民間資金等活用公務員宿舍整備等 事業	新規	P F I による合同宿舍の建替えに係る事業費等。	1,757	144
文部科学省	事業	国立大学法人運営費交付金	新規	国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等の P F I 事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。	1,290,994 の内数	-
	事業	国立大学法人施設整備費	新規	国立大学法人等の施設整備のための経費。	73,920 の内数	-
	事業 補助	公立学校施設整備費補助	継続	公立学校の施設整備に対する補助。	170,000 の内数	145,245 の内数
	事業 補助	独立行政法人日本学生支援機構運営 費交付金	新規	独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金の算定に留学生宿舍の整備に対する補助に係る経費相当分が含まれている。	28,564 の内数	-
	調査	国立大学法人等施設の整備充実に 関する調査研究	新規	大学附属病院等の国立大学の新たな分野の P F I 導入可能性の検討。	23 の内数	-
厚生労働省	事業 補助	社会福祉施設整備費	継続	社会福祉施設の整備に対する補助。	148,327 の内数	122,710 の内数
	事業 補助	医療施設等施設整備事業	継続	医療施設等の整備に対する補助。	17,728 の内数	17,728 の内数
	事業 補助	水道施設整備費補助	継続	水道施設の整備に対する補助。	123,732 の内数	106,299 の内数
	調査	水道合理化・効率化推進事業	継続	水道事業分野における P F I 導入に係る調査。	7	7

分類中「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費（実施方針や VFM 等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助する制度（制度の改正要求を含む）に係る経費

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
農林水産省	事業 補助	バイオマス利活用フロンティア整備 事業	新規	新技術等によるバイオマスのリサイクル施設のモデル的整備に対する 補助。	2,260 の内数	-
	事業 補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	農業集落排水施設の整備に対する補助。	40,443 の内数	21,976 の内数
	事業 補助	畜産環境総合整備事業費補助	拡充	家畜排せつ物処理施設及び公共牧場等の整備に対する補助。	9,338 の内数	7,150 の内数
	事業 補助	卸売市場活性化等事業費補助金(P F I 推進事業費)	継続	選定事業者による公設卸売市場の施設整備に対する補助。	117	100
	事業 補助	経営構造対策事業費	継続	リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対す る補助。	20,000 の内数	19,491 の内数
	事業 補助	生産振興総合対策事業費補助金	継続	種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用等施設等の整備に対する補助。	20,705 の内数	21,970 の内数
	事業 補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により、P F I 事業として実施される市町村有林の整 備に対する補助。	8,385 の内数	6,196 の内数

分類中「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助する制度（制度の改正要求を含む）に係る経費

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
経済産業省	事業 補助	新事業支援施設整備費補助金	継続	地域新事業創出基盤施設等の整備に対する補助。	790 の内数	1,053 の内数
	事業 補助	原子力発電施設等周辺地域中心 市街地活性化促進事業補助金	継続	- 電源地域であり、かつ特定中心市街地等における、商業・サービス業集積 関連施設等の整備に対する補助。 - 電源地域であり、かつ特定中心市街地、高度技術産業集積活性化地域又は 高度研究機能集積地区のいずれかの地域における地域新事業創出基盤施設 の整備に対する補助。	800 の内数	600 の内数
	事業 補助	産業再配置促進環境整備費補助 金	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の移転等を促進するための環境保全施設等 の整備に対する補助。	87 の内数	175 の内数
	事業 補助	産業再配置促進施設整備費補助 金	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の移転等を促進するための貸工場その他公 益的施設の整備に対する補助。	329 の内数	427 の内数
	事業 補助	商業・サービス業集積関連施設 整備費補助金	継続	中心市街地における顧客利便施設、小売業務円滑化施設の整備に対する補助。	502 の内数	931 の内数
	事業 補助	中心市街地商業等活性化総合支 援事業費補助金	継続	中心市街地における商業基盤施設等の整備並びに商業の活性化のためのソフ ト事業を総合的に実施する事業に対する補助。	5,280 の内数	5,280 の内数
	事業 補助	電源地域産業再配置促進費補助 金	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の電源地域への移転等を促進するための環 境保全施設等の整備に対する補助。	2,700 の内数	2,700 の内数
	事業 補助	電源地域産業集積活性化対策事 業補助金	継続	基盤的技術産業集積活性化促進地域内の電源市町村における研究開発・試験施 設等の整備に対する補助。	800 の内数	1,059 の内数
	調査	工業用水道事業調査費	継続	工業用水道事業分野における P F I 導入に向けた検討及び調査。	59 の内数	71 の内数

分類中「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費（実施方針や VFM 等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助する制度（制度の改正要求を含む）に係る経費

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
国土交通省	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎のP F Iによる整備に係るアドバイザー委託等。	52	126
	事業	空港整備事業費	新規	羽田空港再拡張事業におけるターミナル等の整備へのP F I手法導入について検討。	10,650 の内数	-
	調査	住宅・社会資本整備等推進調査費	新規	事業の新規採択時にVFMが容易に算定でき、P F I活用の適否が容易に検討可能となるよう、具体の案件を題材とした検討会のために必要な経費。	16	-
	事業	航空保安大学校移転整備事業	新規	航空保安大学校移転整備事業について、実施方針等の策定等を実施する。	30	-
	事業 補助	まちづくり総合支援事業	新規	民間の資金・ノウハウや既存ストックを最大限活用するため、地域生活基盤施設等の整備に要する費用に購入費を追加。	87,000 の内数	-
	事業 補助	都市再生総合整備事業	新規	民間の資金・ノウハウや既存ストックを最大限活用するため、地域生活基盤施設等の整備に要する費用に購入費を追加。	7,244 の内数	-
	事業 補助	市街地再開発事業費補助	継続	P F I事業者の選定、仮設店舗の取得に対する市街地再開発事業の施行者への補助。	41,235 の内数	40,539 の内数
	事業 補助	都市公園事業費補助	継続	都市公園の施設整備に対する補助。	98,709 の内数	93,121 の内数
	事業 補助	P F I事業による駐車場整備事業に対する支援	継続	P F I事業により整備し、交通安全施設等整備事業の補助採択基準に合致する駐車場について、地方公共団体が行う施設の買い取りに対する補助。	3,540,656 の内数	-
	事業 補助	公営住宅建設費等補助	拡充	民間事業者が建設等を行う住宅を借り上げ又は買い取り、公営住宅として供給する事業に対する補助。	160,834 の内数	165,264 の内数
環境省	事業 補助	廃棄物処理施設整備費補助	継続	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、浄化槽の整備に対する補助。	169,035 の内数	145,868 の内数

分類中「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助する制度（制度の改正要求を含む）に係る経費

(単位：百万円)

機関名	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
衆議院	事業	新議員宿舎整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に係る事業費。	876	505
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館整備等事業に係る、施設実施設計及び実施方針の策定等。	780	347
参議院	事業	新議員会館整備に必要な経費	新規	参議院新議員会館の整備について、実施設計の実施及びアドバイザー委託。	385	-
	事業	新議員宿舎整備に必要な経費	新規	参議院新清水谷議員宿舎について、PFI導入可能性調査等を実施する。	21	-

分類中「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度に係る経費

「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）

「事業補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助する制度（制度の改正要求を含む）に係る経費

1 - 2 国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

機関名	事項	概要	限度額	国庫の負担となる年度
警察庁	民間資金等活用官庁施設整備等事業	富山県警察学校整備事業に係る事業費	4,215	平成19年度以降 12か年
防衛庁	民間資金等活用史料館整備等事業	史料館整備等事業に係る事業費	4,047	平成18年度以降 8か年
法務省	民間資金等活用官庁施設整備等事業	苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る事業費	2,086	平成18年度以降 13か年
	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	東京簡易裁判所墨田分室整備等事業に係る事業費 (うち法務省維持管理分)	76	平成19年度以降 10か年
外務省	民間資金等活用在外公館施設整備等事業	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費	-	平成19年度以降 18か年
財務省	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	P F I による合同宿舍の建替えに係る事業費	10,101	平成18年度以降 8か年
国土交通省	民間資金等活用型公営住宅建設等補助	広島県宮坂地区住宅整備事業に係る事業費	578	平成17年度以降 2か年
最高裁判所	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	東京簡易裁判所墨田分室整備等事業に係る事業費	-	平成19年度以降 10か年

2. 無利子融資

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等を通じた無利子融資 (NTT-Cタイプ)	継続	P F I 事業を行う P F I 事業者に対する無利子貸付。	15,000(*) の内数	15,000(*) の内数
国土交通省	民間都市開発推進機構による無利子貸付	継続	民間都市開発事業で公園、下水道等の整備に関するものを P F I 事業者が行う場合への無利子貸付。	100	100
	港湾整備特別会計からの無利子貸付	継続	北九州港で予定されるコンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	4,547 の内数	1,241 の内数

(*) 金額は日本政策投資銀行「民間資金活用型社会資本整備無利子貸付」の総額

3. 財政投融資等

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	16年度 要求額	15年度 予算額
文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制度)(*)2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。 また、融資比率の弾力措置の延長要望。	191,200 (*)1 の内数	171,200 (*)1 の内数
国土交通省	公共荷さばき施設等整備事業に対する融資 (特別転貸債)	継続	港湾管理者が P F I 事業者貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。	1,825 の内数	919 の内数

(*)1 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*)2 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

金利：政策金利

融資比率：50%(沖縄振興開発金融公庫においては70%)(但し、平成16年度末までの時限的措置として弾力的に対応を行う)

4 . 税制改正

要求機関	対象施設等	新規・拡充 延長の別	概 要
内閣府	選定事業の用に供される公共施設等	新規	P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置を講ずる。(固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税)
文部科学省	国立大学法人等の教育・研究施設	新規	P F I 法に基づき、民間事業者が国立大学法人等の教育・研究施設等をいわゆる B O T 方式により整備する場合に、登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。
厚生労働省	ケアハウス、老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等	新規	P F I 法に基づき、民間事業者がケアハウス等を建設し、かつ保有して事業を行う場合に、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。
	医療施設	新規	P F I 法に基づき、民間事業者が病院等の医療施設を建設し、かつ保有して事業を行う場合に、登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。
国土交通省	公共荷さばき施設	新規	P F I 法により整備される公共荷さばき施設等を取得したものに係る法人事業税(外形標準課税)の資本割と付加価値割についての特例措置を講ずる。
		延長	P F I 法により整備される公共荷さばき施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 1 / 2 とする特例措置を延長する。

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	公共施設等の建設を行うP F I事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置を講ずる。(地方税法第586条第2項第1号の27参照)
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。(地方税法附則第11条第30項参照：平成16年度末まで) ・ P F I法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。(地方税法附則第11条第31項参照：平成16年度末まで)
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずる。(地方税法附則第15条第48項参照：平成15年度末まで) ・ P F I法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1に、償却資産について、固定資産税の課税標準を価格の4分の1にする措置を2年間に限り講ずる。(地方税法附則第15条第49項参照：平成16年度末まで)